

埼玉県立精神保健福祉センター非常勤職員 (自立訓練施設(けやき荘)夜勤業務) 募集要項

1 採用予定人員

1名(採用予定日6月1日)

2 自立訓練施設(けやき荘)

利用者が独立した生活が送れるよう、アパート生活を想定した環境で、本人の能力、目標に沿った生活訓練を行うとともに、生活環境整備の支援を行う施設です。

※ 詳細は以下のURLを御覧ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/b0606/p-bumon/rehabili-keyaki.html>



3 職務

夜間におけるけやき荘常勤職員の補助業務

ℳデータ入力 ℳ共用部の清掃 ℳ緊急時対応 ℳ夜間・早朝の利用者支援 等

4 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 20歳以上の者

(2) 以下のいずれかを満たす者

ア 福祉系・作業療法系・看護系・心理系の大学・大学院・専門学校を卒業した者もしくは在籍中の者

○ 福祉系学校：精神疾患とその治療、精神保健の課題と支援

精神保健福祉に関する制度とサービス、精神障害者の生活支援システム、精神保健福祉の理論と相談援助の展開

○ 作業療法系学校：精神医学、リハビリテーション総論、精神作業療法学

○ 看護系学校：基礎看護学、精神看護学

○ 心理系学校：精神医学、心理学概論、臨床心理学

イ 障害者福祉施設等で6か月以上の実務経験がある者(週2日以上勤務)

ウ 勤務意欲の高い者で上記ア～イに該当する者と同様の勤務を行うことが見込まれる者(該当するかどうかは面接試験を行い判断します)。

5 欠格事由

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者（具体的には以下に掲げる事由に該当する者）は受験できません。

- 成年被後見人又は被保佐人
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 受験手続

(1) 提出書類

- 履歴書（市販のもの）
- 顔写真（必ず履歴書に貼付してください。）
- 精神保健福祉士及び臨床心理士等の資格を有する者は、登録証の写し

(2) 受付締切

平成31年5月15日（消印有効）

※ 定員になり次第、募集を終了します。

(3) 提出方法

郵送（簡易書留）または持参

※ 封筒に「非常勤職員（けやき荘夜間業務）採用関係書類」と必ず朱筆。

(4) 提出先

〒362-0806

埼玉県北足立郡伊奈町小室818-2

埼玉県立精神保健福祉センター 総務・職員担当 佐藤

048-723-6804（直通）

(5) 注意事項

面接日の調整は電話で行います。

履歴書に記載する電話番号は、平日の日中に連絡が取れるものにしてください。

7 試験内容等

試験の内容	募集締切	面接日時	場 所	合格発表
面接試験	5 / 15	5月下旬	埼玉県立精神保健 福祉センター内 けやき荘	合否に関わりなく 受験者全員に通知します

※ 事前に履歴書による書類選考を行います。

※ 埼玉新都市交通ニューシャトル「丸山駅」から徒歩8分

8 任用期間

採用日～平成32年3月31日

9 勤務条件及び福利厚生

(1) 勤務地、勤務時間及び報酬

週2日15時間30分勤務できる方を募集します。

勤務時間に対する報酬は下表のとおりです。

	勤務時間	報酬
週2日勤務の場合	22:00～翌日6:45 (実働7時間45分)	日額10,800円

※1 上記のほか、通勤手当が支給条件に応じて支給されます。

※2 採用までに報酬改定等があった場合はそれによります。

(2) 休 暇

勤務年数に応じて年次休暇が付与されます。

その他、忌引休暇、病気休暇（無給）などがあります。

(3) 身 分

地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の地方公務員となります。

(4) 社会保険（週3日勤務の場合）

厚生年金、健康保健及び雇用保険が適用になります（ただし、法令により適用対象外になる場合を除く。）。

※ 公務災害が適用されます。

